

磐田市告示第273号

磐田市自転車等の駐車秩序に関する条例（平成17年磐田市条例第164号）第9条の規定により、自転車等を保管したので、同条例第10条第1項の規定により保管期間を告示する。

令和8年4月23日

磐田市長 草地 博昭



1 放置されている自転車等

駐車場の名称	種別	型式（車体番号等）	車体色
磐田駅周辺指導整理区域	自転車	5ZA032154	濃紺
磐田駅周辺指導整理区域	自転車	JH7K07055	黒

2 処分予定日

令和8年6月21日

3 自転車等の処分

告示の日から起算して60日間引き取りに来ない自転車等については、同条例第10条3項の規定により処分する。